

### 第3 租税特別措置法関係通達(法人税編)関係

昭和50年2月14日付直法2-2「租税特別措置法関係通達(法人税編)の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

#### 一 目 次

改 正 後	改 正 前
<p><b>第1章 中小企業者等の法人税率の特例</b></p> <p>第42条の3の2(中小企業者等の法人税率の特例)関係</p> <p><b>第1章の2 特別税額控除及び減価償却の特例</b></p> <p>第42条の4(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)関係</p> <p>第1款 試験研究費の額</p> <p>第2款 中小企業者</p> <p>第3款 その他</p> <p>第42条の5～第48条(共通事項)関係</p> <p>第42条の5(エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)関係</p> <p>第42条の6(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)関係</p> <p>第42条の7(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)関係</p> <p>第42条の9(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)関係</p> <p>第42条の10(沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)関係</p> <p>第42条の11(情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の</p>	<p><b>第1章 特別税額控除及び減価償却の特例</b></p> <p>第42条の4(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)関係</p> <p>第1款 試験研究費の額</p> <p>第2款 中小企業者</p> <p>第3款 その他</p> <p>第42条の5～第48条(共通事項)関係</p> <p>第42条の5(エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)関係</p> <p>第42条の6(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)関係</p> <p>第42条の7(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)関係</p> <p>第42条の9(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)関係</p> <p>第42条の10(沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)関係</p> <p>第42条の11(情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の</p>

特別控除) 関係

第 42 条の 12 (法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係

第 43 条 (特定設備等の特別償却) 関係

第 1 款 共通事項

第 2 款 公害防止設備

第 3 款 海洋運輸業等

第 43 条の 2 (関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却) 関係

第 44 条 (地震防災対策用資産の特別償却) 関係

第 44 条の 2 (集積区域における集積産業用資産の特別償却) 関係

第 44 条の 3 (事業革新設備等の特別償却) 関係

第 44 条の 4 (特定電気通信設備等の特別償却) 関係

第 44 条の 6 (資源再生化設備等の特別償却) 関係

第 44 条の 7 (新用途米穀加工品等製造設備の特別償却) 関係

第 45 条 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係

第 45 条の 2 (医療用機器等の特別償却) 関係

第 46 条 (経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却) 関係

第 1 款 収入金額基準及び資産価額基準

第 2 款 対象となる資産の範囲等

第 46 条の 2 (障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等) 関係

第 46 条の 3 (支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増償却) 関係

第 46 条の 4 (事業所内託児施設等の割増償却) 関係

第 47 条 (優良賃貸住宅の割増償却) 関係

第 47 条の 2 (特定再開発建築物等の割増償却) 関係

特別控除) 関係

第 43 条 (特定設備等の特別償却) 関係

第 1 款 共通事項

第 2 款 公害防止設備

第 3 款 海洋運輸業等

第 43 条の 2 (関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却) 関係

第 43 条の 3 (保全事業等資産の特別償却) 関係

第 44 条 (地震防災対策用資産の特別償却) 関係

第 44 条の 2 (集積区域における集積産業用資産の特別償却) 関係

第 44 条の 3 (事業革新設備の特別償却) 関係

第 44 条の 4 (特定電気通信設備等の特別償却) 関係

第 44 条の 6 (資源再生化設備等の特別償却) 関係

第 45 条 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係

第 45 条の 2 (医療用機器等の特別償却) 関係

第 46 条 (経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却) 関係

第 1 款 収入金額基準及び資産価額基準

第 2 款 対象となる資産の範囲等

第 46 条の 2 (障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等) 関係

第 46 条の 3 (支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増償却) 関係

第 46 条の 4 (事業所内託児施設等の割増償却) 関係

第 47 条 (優良賃貸住宅の割増償却) 関係

第 47 条の 2 (特定再開発建築物等の割増償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 48 条（倉庫用建物等の割増償却）関係            第 52 条（植林費の損金算入の特例）関係            第 52 条の 3（準備金方式による特別償却）関係</p> <p><b>第 2 章 準備金等</b></p> <p>第 55 条～第 57 条の 9（共通事項）関係            第 55 条（海外投資等損失準備金）関係            第 55 条の 5（金属鉱業等鉱害防止準備金）関係            第 55 条の 6（特定災害防止準備金）関係            第 56 条（新幹線鉄道大規模改修準備金）関係</p> <p>第 57 条の 3（使用済燃料再処理準備金）関係            第 57 条の 4（原子力発電施設解体準備金）関係            第 57 条の 5（保険会社等の異常危険準備金）関係            第 57 条の 6（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）関係            第 57 条の 7（関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金）関係            第 57 条の 8（特別修繕準備金）関係            第 57 条の 9（社会・地域貢献準備金関係）関係            第 57 条の 10（中小企業等の貸倒引当金の特例）関係</p> <p><b>第 3 章 削 除</b></p> <p><b>第 4 章 鉱業所得の課税の特例</b></p> <p>第 58 条（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係</p>	<p>第 48 条（倉庫用建物等の割増償却）関係            第 52 条（植林費の損金算入の特例）関係            第 52 条の 3（準備金方式による特別償却）関係</p> <p><b>第 2 章 準備金等</b></p> <p>第 55 条～第 57 条の 9（共通事項）関係            第 55 条（海外投資等損失準備金）関係            第 55 条の 5（金属鉱業等鉱害防止準備金）関係            第 55 条の 6（特定災害防止準備金）関係            第 56 条（新幹線鉄道大規模改修準備金）関係  <u>第 57 条（電子計算機買戻損失準備金）関係</u>            第 57 条の 3（使用済燃料再処理準備金）関係            第 57 条の 4（原子力発電施設解体準備金）関係            第 57 条の 5（保険会社等の異常危険準備金）関係            第 57 条の 6（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）関係            第 57 条の 7（関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金）関係            第 57 条の 8（特別修繕準備金）関係            第 57 条の 9（社会・地域貢献準備金関係）関係            第 57 条の 10（中小企業等の貸倒引当金の特例）関係</p> <p><b>第 3 章 削 除</b></p> <p><b>第 4 章 鉱業所得の課税の特例</b></p> <p>第 58 条（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係</p>

## 第5章 沖縄の認定法人の課税の特例

第60条（沖縄の認定法人の所得の特別控除）関係

## 第6章 協同組合の課税の特例

第61条（商工組合等の留保所得の特別控除）関係

## 第7章 認定農業生産法人等の課税の特例

第61条の2（農業経営基盤強化準備金）関係

第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係

## 第8章 交際費等の課税の特例

第61条の4（交際費等の損金不算入）関係

第1款 交際費等の範囲

第2款 損金不算入額の計算

## 第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率

第62条の3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

第3款 原価の額

第4款 直接又は間接に要した経費の額等

第5款 適用除外関係

第6款 その他

第63条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

第3款 原価の額

## 第5章 沖縄の認定法人の課税の特例

第60条（沖縄の認定法人の所得の特別控除）関係

## 第6章 協同組合の課税の特例

第61条（漁業協同組合等の留保所得の特別控除）関係

## 第7章 認定農業生産法人等の課税の特例

第61条の2（農業経営基盤強化準備金）関係

第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係

## 第8章 交際費等の課税の特例

第61条の4（交際費等の損金不算入）関係

第1款 交際費等の範囲

第2款 損金不算入額の計算

## 第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率

第62条の3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

第3款 原価の額

第4款 直接又は間接に要した経費の額等

第5款 適用除外関係

第6款 その他

第63条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

第3款 原価の額

改 正 後	改 正 前
<p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p><b>第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例</b></p> <p>第64条～第66条（共通事項）関係</p> <p>第64条～第65条の2（収用等の場合の課税の特例）関係</p> <p>第1款 収用等の範囲</p> <p>第2款 補償金の範囲等</p> <p>第3款 圧縮記帳等の計算</p> <p>第4款 収用証明書等</p> <p>第65条の2（収用換地等の場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の3（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の4（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の5（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p><u>第65条の5の2（特定の長期所有土地等の所得の特別控除）関係</u></p> <p>第1款 <u>対象資産の範囲等</u></p> <p>第2款 <u>その他</u></p> <p>第65条の7～第65条の9（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等</p> <p>第2款 事業の用に供したことの意義等</p> <p>第3款 圧縮限度額の計算等</p> <p>第4款 特別勘定</p>	<p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p><b>第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例</b></p> <p>第64条～第66条（共通事項）関係</p> <p>第64条～第65条の2（収用等の場合の課税の特例）関係</p> <p>第1款 収用等の範囲</p> <p>第2款 補償金の範囲等</p> <p>第3款 圧縮記帳等の計算</p> <p>第4款 収用証明書等</p> <p>第65条の2（収用換地等の場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の3（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の4（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の5（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の7～第65条の9（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等</p> <p>第2款 事業の用に供したことの意義等</p> <p>第3款 圧縮限度額の計算等</p> <p>第4款 特別勘定</p>

第5款 その他

第65条の11及び第65条の12（大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例）関係

第65条の13及び第65条の14（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例）関係

第65条の15（承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例）関係

第66条（特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例）関係

第66条の2（平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例）関係

第1款 対象資産の範囲等

第2款 その他

第11章 国外関連者との取引に係る課税の特例等

第66条の4（国外関連者との取引に係る課税の特例）関係

第1款 特殊の関係

第2款 比較対象取引

第3款 独立企業間価格の算定

第4款 利益分割法の適用

第5款 取引単位営業利益法の適用

第6款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格算定方法の適用

第7款 申告調整等

第8款 国外移転所得金額の取扱い等

第5款 その他

第65条の11及び第65条の12（大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例）関係

第65条の13及び第65条の14（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例）関係

第65条の15（承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例）関係

第66条（特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例）関係

第11章 国外関連者との取引に係る課税の特例等

第66条の4（国外関連者との取引に係る課税の特例）関係

第1款 特殊の関係

第2款 比較対象取引

第3款 独立企業間価格の算定

第4款 利益分割法の適用

第5款 取引単位営業利益法の適用

第6款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格算定方法の適用

第7款 申告調整等

第8款 国外移転所得金額の取扱い等

改 正 後	改 正 前
<p><b>第 12 章 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例</b></p> <p>第 66 条の 5 《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》関係</p> <p><b>第 13 章 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例</b></p> <p>第 66 条の 6 ～第 66 条の 9 《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》関係</p> <p><u>第 66 条の 9 の 2 ～第 66 条の 9 の 5</u> 《特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例》関係</p> <p><b>第 14 章 その他の特例</b></p> <p>第 66 条の 10 《<u>技術研究組合の所得計算の特例</u>》関係</p> <p>第 66 条の 11 《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係</p> <p>第 67 条 《社会保険診療報酬の所得計算の特例》関係</p> <p>第 67 条の 3 《農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例》関係</p> <p>第 67 条の 4 《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係</p> <p>第 67 条の 5 《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例関係》関係</p> <p>第 67 条の 6 《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例》関係</p> <p>第 67 条の 12 《組合事業等による損失がある場合の課税の特例》関係</p> <p>第 68 条 《特定の協同組合等の法人税率の特例》関係</p> <p>第 68 条の 2 の 3 《適格合併等の範囲に関する特例》関係</p> <p>第 1 款 合併法人等</p> <p>第 2 款 特定軽課税外国法人</p> <p>第 68 条の 5 《適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例》</p>	<p><b>第 12 章 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例</b></p> <p>第 66 条の 5 《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》関係</p> <p><b>第 13 章 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例</b></p> <p>第 66 条の 6 ～第 66 条の 9 《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》関係</p> <p><u>第 66 条の 9 の 6 ～第 66 条の 9 の 9</u> 《特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例》関係</p> <p><b>第 14 章 その他の特例</b></p> <p>第 66 条の 10 《<u>鉱工業技術研究組合の所得計算の特例</u>》関係</p> <p>第 66 条の 11 《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係</p> <p><u>第 66 条の 13 《欠損金の繰戻しによる還付の不適用》</u> 関係</p> <p>第 67 条 《社会保険診療報酬の所得計算の特例》関係</p> <p>第 67 条の 3 《農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例》関係</p> <p>第 67 条の 4 《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係</p> <p>第 67 条の 5 《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例関係》関係</p> <p>第 67 条の 6 《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例》関係</p> <p>第 67 条の 12 《組合事業等による損失がある場合の課税の特例》関係</p> <p>第 68 条 《特定の協同組合等の法人税率の特例》関係</p> <p>第 68 条の 2 の 3 《適格合併等の範囲に関する特例》関係</p> <p>第 1 款 合併法人等</p> <p>第 2 款 特定軽課税外国法人</p> <p>第 68 条の 5 《適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例》</p>

関係	関係
----	----

二 第 42 条の 3 の 2 (中小企業者等の法人税率の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 1 章 中小企業者等の法人税率の特例</u></p> <p><u>第 42 条の 3 の 2 《中小企業者等の法人税率の特例》関係</u></p> <p><u>(中小企業者等の年 800 万円以下の所得金額の端数計算)</u></p> <p><u>42 の 3 の 2-1 措置法第 42 条の 3 の 2 第 3 項に規定する事業年度が 1 年に満たない第 1 項の表の第 3 号及び第 4 号に掲げる法人が、同項 (同表の第 3 号及び第 4 号に係る部分に限る。) の規定を適用する場合において、同条第 3 項に規定する「800 万円を 12 で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、当該切り捨てられる端数の金額が当該事業年度の所得金額について切り捨てられる金額より多いときは、これを切り上げる。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

三 第 42 条の 5 ~ 第 48 条 ((共通事項)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 1 章の 2 特別税額控除及び減価償却の特例</u></p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>42 の 5~48 (共) -2 .....</p>	<p><u>第 1 章 特別税額控除及び減価償却の特例</u></p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>42 の 5~48 (共) -2 .....</p>



改 正 後	改 正 前
<p>……………<u>第 68 条の 16、第 68 条の 17、第 68 条の 19 から第 68 条の 21 まで、第 68 条の 23 から第 68 条の 27 まで</u>……………</p> <p>(常時使用する従業員の範囲)</p> <p>42 の 5～48(共)－3 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに規定する……………</p> <p>(信託財産に属する減価償却資産の特別償却等に係る証明書類等の添付)</p> <p>42 の 5～48(共)－6 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 3 章第 1 節の 2</u>……………</p>	<p>……………<u>第 68 条の 16 から第 68 条の 21 まで、第 68 条の 23、第 68 条の 24、第 68 条の 26、第 68 条の 27</u>……………</p> <p>(常時使用する従業員の範囲)</p> <p>42 の 5～48(共)－3 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで及び<u>中小小売商業振興法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する</u>……………</p> <p>(信託財産に属する減価償却資産の特別償却等に係る証明書類等の添付)</p> <p>42 の 5～48(共)－6 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 3 章第 1 節</u>……………</p>

**四 第 42 条の 5 ((エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)) 関係**

改 正 後	改 正 前
<p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p>42 の 5－9 <u>措置法第 42 条の 5 第 10 項及び第 11 項</u>……………</p>	<p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p>42 の 5－9 <u>措置法第 42 条の 5 第 8 項及び第 9 項</u>……………</p>

**五 第 42 条の 7 ((事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)) 関係**

改 正 後	改 正 前
<p>(附属機器等の同時設置の意義)</p> <p>42 の 7－9 <u>平成 21 年 3 月 31 日付国土交通省告示第 373 号</u>……………</p>	<p>(附属機器等の同時設置の意義)</p> <p>42 の 7－9 <u>平成 9 年 9 月 12 日付大蔵省告示第 221 号</u>……………</p>

六 第 42 条の 12 (法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>第 42 条の 12 (法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係</u></p> <p><u>(控除可能期間の判定)</u></p> <p><u>42 の 12-1 法人が措置法第 42 条の 12 第 1 項に規定する法人税額超過額を有する場合において、同項各号に定める金額を構成する同条第 2 項の繰越税額控除に関する規定に規定する繰越税額控除限度超過額の控除可能期間 (同項に規定する控除可能期間をいう。) については、当該繰越税額控除限度超過額が生じた事業年度ごとに判定するものとする。</u></p> <p><u>(注) 繰越税額控除限度超過額とは、同条第 1 項各号に規定する繰越税額控除限度超過額、平成 21 年度分繰越税額控除限度超過額、平成 22 年度分繰越税額控除限度超過額、繰越中小企業者等税額控除限度超過額、平成 21 年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額及び平成 22 年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額をいう。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

七 第 43 条 (特定設備等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特別償却の対象となる特定設備等)</p> <p>43(1)-1 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....措置法令第 28 条第 7 項.....</p>	<p>(特別償却の対象となる特定設備等)</p> <p>43(1)-1 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....措置法令第 28 条第 6 項.....</p>

改 正 後	改 正 前
(特定設備等を貸し付けた場合の不適用) 43(1)－2 …………… ……………措置法令第 28 条第 8 項……………	(特定設備等を貸し付けた場合の不適用) 43(1)－2 …………… ……………措置法令第 28 条第 7 項……………

#### 八 旧第 43 条の 3 (保全事業等資産の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<b>第 43 条の 3 (保全事業等資産の特別償却) 関係</b>
(廃 止)	<u>(特定認定法人の株式保有割合等の判定の時期)</u> <b>43 の 3－1</b> 措置法第 43 条の 3 第 1 項の山村振興法第 12 条第 5 項に規定する認定法人が、措置法令第 28 条の 3 第 1 項に規定する「その発行済株式若しくは出資の総数若しくは総額又は拠出された金額の 4 分の 1 以上が地方公共団体により所有され、若しくは出資され、又は拠出をされている法人」(以下「特定認定法人」という。)に該当する法人であるかどうかは、その取得又は製作若しくは建設をした措置法第 43 条の 3 第 1 項に規定する建物及びその附属設備並びに機械及び装置を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。 (注) 認定法人の発行済株式若しくは出資の総数若しくは総額又は拠出された金額の 4 分の 1 以上が 2 以上の地方公共団体により所有され、若しくは出資され、又は拠出をされている場合であっても、当該認定法人は、特定認定法人に該当することに留意する。
(廃 止)	<u>(特別償却の対象となる建物の附属設備)</u> <b>43 の 3－2</b> 措置法第 43 条の 3 第 1 項に規定する建物の附属設備は、当該建物と

	<p>ともに取得等をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。</p>
(廃止)	<p><u>(圧縮記帳した保全事業等資産の取得価額)</u></p> <p><u>43の3-3 措置法令第28条の3第2項第1号に規定する建物及びその附属設備の取得価額が2,300万円以上であるかどうか並びに同項第2号に規定する機械及び装置の取得価額が210万円以上であるかどうかを判定する場合において、その建物及びその附属設備並びに機械及び装置が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p>
(廃止)	<p><u>(機械及び装置の取得価額の判定単位)</u></p> <p><u>43の3-4 措置法令第28条の3第2項第2号に規定する機械及び装置の1台又は1基の取得価額が210万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</u></p>

九 第44条(地震防災対策用資産の特別償却)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(大規模地震対策特別措置法施行令第4条各号に掲げる施設又は事業の管理又は運営を行う法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>44-1 .....</p> <p>.....<u>緊急地震速報受信装置等資産</u>.....</p>	<p>(大規模地震対策特別措置法施行令第4条各号に掲げる施設又は事業の管理又は運営を行う法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>44-1 .....</p> <p>.....<u>動力消防ポンプ等資産</u>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>緊急地震速報受信装置等資産</u>を事業の用に供した日の判定)</p> <p>44-2 ……………<u>緊急地震速報受信装置等資産</u>……………当該緊急地震速報受信装置等資産……………</p>	<p>(<u>動力消防ポンプ等資産</u>を事業の用に供した日の判定)</p> <p>44-2 ……………<u>動力消防ポンプ等資産</u>……………当該動力消防ポンプ等資産……………</p> <p>(注) <u>措置法規則第 20 条の 8 第 1 号に掲げる動力消防ポンプには、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令第 2 条第 2 号及び第 3 号に掲げる消防ポンプが含まれることに留意する。</u></p>

十 第 44 条の 3 ((事業革新設備等の特別償却) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>第 44 条の 3 ((事業革新設備等の特別償却) 関係)</p>	<p>第 44 条の 3 ((事業革新設備の特別償却) 関係)</p>
<p>(特定認定事業者等であるかどうかの判定の時期)</p> <p>44 の 3-1 法人が、措置法第 44 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業再構築計画、経営資源再活用計画、経営資源融合計画若しくは事業革新設備導入計画について当該各号に定める認定を受けた法人、<u>同条第 2 項各号に掲げる資源生産性革新計画若しくは資源制約対応製品生産設備導入計画について当該各号に定める認定を受けた法人、措置法令第 28 条の 6 第 1 項各号若しくは同条第 3 項に定める関係事業者である法人、認定事業再構築計画、認定経営資源融合計画若しくは認定資源生産性革新計画に従って合併により設立された法人</u>……………</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>44 の 3-2 ……………</p> <p>……………<u>事業革新設備又は同条第 2 項に規定する資源需給構造変化対応</u></p>	<p>(特定認定事業者等であるかどうかの判定の時期)</p> <p>44 の 3-1 法人が、措置法第 44 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業再構築計画、<u>共同事業再編計画、経営資源再活用計画、技術活用事業革新計画</u>、経営資源融合計画若しくは事業革新設備導入計画について当該各号に定める認定を受けた法人、措置法令第 28 条の 6 第 1 項各号に定める関係事業者、<u>認定事業再構築計画、認定共同事業再編計画、認定技術活用事業革新計画若しくは認定経営資源融合計画に従って合併により設立された法人</u>……………</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>44 の 3-2 ……………</p> <p>……………<u>事業革新設備</u>……………当該<u>事業革新設備</u>……………</p>

設備等（以下「事業革新設備等」という。）……………当該事業革新設備等……………当該事業革新設備等……………	当該事業革新設備……………
---	---------------

十一 第 44 条の 4（特定電気通信設備等の特別償却）関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>（附属機器等の同時設置の意義）</u></p> <p><u>44 の 4-2 措置法規則第 20 条の 11 第 3 項各号において本体と同時に設置することを条件として特定電気通信設備等に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。</u></p>

十二 第 44 条の 7（新用途米穀加工品等製造設備の特別償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 44 条の 7（新用途米穀加工品等製造設備の特別償却）関係</u></p> <p><u>（事業の用に供したものとされる資産の貸与）</u></p> <p><u>44 の 7-1 法人が、自己の下請業者（措置法第 44 条の 7 第 1 項に規定する生産製造連携事業計画の認定を受けたものに限る。）で同項の生産製造連携事業（以下「生産製造連携事業」という。）を営むものに対し、当該事業の用に供する同項に規定する新用途米穀加工品等製造設備（以下「新用途米穀加工品等製造設備」という。）を貸し付けている場合において、当該新用途米穀加工品等製造設備が専ら当該法人の製造する製品の加工等の用に供されるものであるときは、その貸し付けている新用途米穀加工品等製造設備は当該法人の営む生産製</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>造連携事業の用に供したものと</u>して取り扱う。</p> <p>(注) <u>自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、生産製造連携事業に該当しない。</u></p>	

十三 第 45 条 ((特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(生産等設備の範囲)</p> <p>45-1 .....  .....<u>同条第 5 項、第 8 項、第 10 項若しくは第 11 項</u>.....</p> <p>(工場用等の建物及びその附属設備の意義)</p> <p>45-6 .....  <u>措置法令第 28 条の 9 第 7 項、第 9 項及び第 10 項</u>.....</p> <p>(1) .....  (2) .....  (注) .....</p>	<p>(生産等設備の範囲)</p> <p>45-1 .....  .....<u>同条第 6 項、第 9 項、第 11 項若しくは第 12 項</u>.....</p> <p>(工場用等の建物及びその附属設備の意義)</p> <p>45-6 .....  <u>措置法令第 28 条の 9 第 8 項、第 10 項及び第 11 項</u>.....</p> <p>(1) .....  (2) .....  (注) .....</p>

十四 第 52 条 ((植林費の損金算入の特例) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p><u>(国からの補助金等の交付を受けた場合の植林費の損金算入の特例の適用)</u></p> <p>52-3 <u>措置法第 52 条第 1 項の森林所有者に該当する法人(措置法令第 29 条の 7</u></p>	<p>(新 設)</p>

第2項に規定する規模の法人に限る。)が、措置法第52条第1項の規定の適用を受ける場合において、国からの補助金等の交付を受けたときに損金の額に算入する金額は、当該事業年度において支出した植林費(同項に規定する植林費をいう。以下同じ。)の金額から、当該植林費の金額に含まれる当該補助金等の対象となる事業に係る植林費の全額を除いた金額を基礎として計算することに留意する。

(注) 国からの補助金等とは、同項の「国又は地方公共団体から交付を受けた補助金又は給付金その他これらに準ずるもの」をいう。

十五 第55条の6(特定災害防止準備金)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(採石災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)</p> <p>55の6-1 ……………</p> <p>……………措置法令第32条の4第3項第1号……………</p> <p>……………</p> <p>(注) ……………</p>	<p>(採石災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)</p> <p>55の6-1 ……………</p> <p>……………措置法令第32条の4第4項第1号……………</p> <p>……………</p> <p>(注) ……………</p>
<p>(露天石炭採掘災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)</p> <p>55の6-2 ……………</p> <p>……………露天石炭採掘場……………措置法令第32条の4第8項第1号に掲げる「<u>露天石炭採掘災害防止費用の見積額</u>」……………</p> <p>……………</p> <p>(注) 「<u>露天石炭採掘災害防止費用の見積額</u>」……………</p>	<p>(露天石炭等採掘災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)</p> <p>55の6-2 ……………</p> <p>……………露天石炭等採掘場……………措置法令第32条の4第9項第1号に掲げる「<u>露天石炭等採掘災害防止費用の見積額</u>」……………</p> <p>……………</p> <p>(注) 「<u>露天石炭等採掘災害防止費用の見積額</u>」……………</p>



十六 旧第 57 条（電子計算機買戻損失準備金）関係

改 正 後	改 正 前
(廃止)  (廃止)	<p style="text-align: center;"><u>第 57 条（電子計算機買戻損失準備金）関係</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（海外投資等損失準備金の取扱い等の準用）</u></p> <p>57-1 <u>電子計算機買戻損失準備金の積立額の損金算入等については、55-17、55-18 及び 55 の 5-1 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p>

十七 第 60 条（沖縄の認定法人の所得の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
(実質的に同一であると認められる者の意義) 60-1 <u>措置法規則第 21 条の 18 第 1 項第 2 号</u> ……………	(実質的に同一であると認められる者の意義) 60-1 <u>措置法規則第 21 条の 17 の 2 第 1 項第 2 号</u> ……………

十八 第 61 条（商工組合等の留保所得の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>第 61 条（商工組合等の留保所得の特別控除）関係</u></p> <p>61-3 <u>削 除</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第 61 条（漁業協同組合等の留保所得の特別控除）関係</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（漁業協同組合等の有する特別準備金）</u></p> <p>61-3 <u>漁業協同組合及び漁業協同組合連合会が、水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律の規定に基づき漁業会から引き継いだ漁業権証券に対応するものとして貸借対照表の負債の部に計上した特別準備金勘定の金額は、措置法第 61 条に規定する利益積立金額には含まれないものとする。</u></p>

(員外利用割合が20%を超えるかどうかの判定)

61-12 .....

(1) .....

..... ((2)、(3)において同じ。)

(2) .....

(3) .....

(4) .....

(5) .....

(6) .....

(7) .....

(員外利用割合が20%を超えるかどうかの判定)

61-12 .....

(1) 漁業協同組合については、水産業協同組合法第 11 条第 1 項第 1 号から第 13 号まで及び第 15 号の各号の区分

(2) 漁業協同組合連合会については、水産業協同組合法第 87 条第 1 項第 1 号から第 13 号まで及び第 15 号の各号の区分

(3) 水産加工業協同組合については、水産業協同組合法第 93 条第 1 項第 1 号から第 8 号までの各号の区分

(4) 水産加工業協同組合連合会については、水産業協同組合法第 97 条第 1 項第 1 号から第 9 号までの各号の区分

(5) 森林組合については、森林組合法第 9 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで及び同条第 2 項第 1 号から第 14 号までの各号の区分

(6) 森林組合連合会については、森林組合法第 101 条第 1 項第 1 号から第 16 号までの各号の区分

(7) .....

..... ((8)、(9)において同じ。)

(8) .....

(9) .....

(10) .....

(11) .....

(12) .....

(13) .....